

# 山梨県公報

第四百五十二号

令和六年

三月四日

月 曜 日

## 目次

### 告 示

- 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定……………六七
  - 山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定の一部改正……………六八
  - 救急病院等の認定……………六八
  - 保安林の指定の解除の予定……………六八
  - 道路の供用開始……………六八
  - 道路の区域変更(二件)……………六九
  - 都市計画の変更……………六九
- 公 告**
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………六九
  - 大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………七〇
  - 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………七〇
- 教育委員会**
- 一般競争入札について……………七一

### 山梨県告示第四十三号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第百十五条の二第四項の規定により、地域住民の生活上必要であるとして知事が指定する地方バス路線を次のとおり指定し、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間適用する。

令和六年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

運行系統名	起点	主な経由地	終点
一 甲府駅～野牛島～御勅使	甲府駅	野牛島	御勅使
二 敷島団地～伊勢町～小瀬スポー	敷島団地	伊勢町	小瀬スポーツ

ツ公園			公園
三 敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院	敷島団地	昭和バイパス	山梨大学医学部附属病院
四 敷島(営)～グリーンライン～昇仙峡滝上	敷島営業所	グリーンライン	昇仙峡滝上
五 敷島(営)～竜王駅～昇仙峡口	敷島営業所	竜王駅	昇仙峡口
六 敷島(営)～御所循環～敷島(営)	敷島営業所	御所循環	敷島営業所
七 敷島(営)～山梨英和大学～石和温泉駅	敷島営業所	山梨英和大学	石和温泉駅
八 敷島(営)～後屋～山梨医大病院	敷島営業所	後屋	山梨大学医学部附属病院
九 甲府駅～十五所～鰍沢(営)	甲府駅	十五所	鰍沢営業所
十 小笠原下仲町～西野～中央病院	小笠原下仲町	西野	県立中央病院
十一 小笠原車庫～十五所～甲府駅	小笠原車庫	十五所	甲府駅
十二 甲府駅～十五所～フォレストモール	甲府駅	十五所	フォレストモール
十三 葎崎(営)～増富温泉郷	葎崎営業所		増富温泉郷
十四 葎崎駅～大草～甲府駅	葎崎駅	大草	甲府駅
十五 葎崎駅～敷島～甲府駅	葎崎駅	敷島	甲府駅

十六 河口湖駅～膳棚、旭日丘～御殿場駅	河口湖駅	膳棚 旭日丘	御殿場駅
十七 河口湖駅～市立病院、内野、平野～河口湖駅	河口湖駅	市立病院 内野 平野	河口湖駅
十八 富士山駅～精進湖、富士宮駅～新富士駅	富士山駅	精進湖 富士宮駅	新富士駅
十九 富士山駅～石和温泉駅、御坂トンネル～甲府駅	富士山駅	石和温泉駅 御坂トンネル	甲府駅
二十 河口湖駅～旭日丘～御殿場駅	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅

山梨県告示第四十四号

山梨県県税条例に基づく地方バス路線の指定（平成二十三年山梨県告示第五百六号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

表十六の項中「河口湖線」を「河口湖駅～膳棚、旭日丘～御殿場駅」に改め、同表十七の項を削り、同表十八の項中「忍野山中湖循環線」を「河口湖駅～市立病院、内野、平野～河口湖駅」に改め、同項を同表十七の項とし、同表十九の項中「新富士線」を「富士山駅～精進湖、富士宮駅～新富士駅」に改め、同項を同表十八の項とし、同表に次のように加える。

十九 富士山駅～石和温泉駅、御坂トンネル～甲府駅	富士山駅	石和温泉駅 御坂トンネル	甲府駅
二十 河口湖駅～旭日丘～御殿場駅	河口湖駅	旭日丘	御殿場駅

山梨県告示第四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ

り、次の病院を救急病院として認定した。  
令和六年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
医療法人徳洲会白根徳洲会病院	南アルプス市西野二千二百九十四番の二

二 認定期限 令和九年二月六日

山梨県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和六年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 解除に係る保安林の所在場所 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の一〇二五、四七八三の一〇二六
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため

山梨県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士河口湖 富士線	南都留郡鳴沢村字富士山八五四 五番一地先から	八一・〇	令和六年三 月四日

南都留郡鳴沢村字富士山八五四  
五番一地先まで

### 山梨県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町西湖字白根六七五番地先から 南都留郡富士河口湖町西湖字白根六八〇番地先まで	新 一七・〇 三三・七	旧 六・九 一七・〇		四一・八

### 山梨県告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和六年三月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和六年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線

### 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
富士吉田市上暮地字米倉四六〇五番一地先から 富士吉田市上暮地字米倉四五八九番地先まで	新 六・八 二九・二	旧 六・八 二二・九		八〇・二

### 山梨県告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和六年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 笛吹川都市計画道路（三・三・六号 甲府バイパス（国道二十号））
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

## 公 告

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和六年三月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社イリックス 代表取締役 入倉要	山梨県甲府市中央二丁目十二番三十七号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 ヤマダアウトレット館甲府店
  - (二) 所在地 山梨県甲府市蓬沢町千三十六ー一
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び 収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百八十三台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 百五十七台
駐車場の自動車の 出入口の数及び位 置	数 七箇所 位置 届出の図面のとおり	数 五箇所 位置 届出の図面のとおり

- 3 変更する年月日 令和六年十月十日  
届出年月日 令和六年二月九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月四日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社イリックス  
山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 二 届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド甲府店 山梨県甲府市蓬沢町千三十六ー一
  - 2 変更した事項
  - (一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ヤマダ電機テックランド甲府店	ヤマダアウトレット館甲府店

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社アポロサービスセンター 代表取締役 飯島達男 山梨県甲府市国母七丁目十三番十七号	株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 上野善紀 群馬県高崎市栄町一番一号

- 3 変更の年月日 平成八年五月二十三日  
届出年月日 令和六年二月九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和六年七月四日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

- 令和六年三月四日
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市塩山下於菅字扇田千四百三十八番一及び千四百三十八番二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

〔「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地  
ダイレックス 株式会社 代表取締役 多田 高志

## 教育委員会

### ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年三月四日

山梨県立かえで支援学校校長 荒 川 昌 浩

### 一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務等の名称及び数量

(一) 名称 スクールバス運行業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県立かえで支援学校校長が指定する場所

### 二 事務を担当する所屬 山梨県立かえで支援学校

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から落札者決定の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号

のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

(五) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 令和五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和五年山梨県告示第九十三号）の一に定める競争入札に参加できる者であること。

3 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十四条第二項の規定により作成した、山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種（運搬）の「旅客運送」に登録されている者であること。

4 公益財団法人日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」によつて認定を受けている者であること。

5 山梨県立かえで支援学校の所有する大型バスを運行前後に保管する場所があること。

6 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

7 業務従事者の雇用に関し、地域別最低賃金を下回らない賃金で業務に携わる者の安定的な雇用をしており、本件入札に係る業務においてもこれが可能な者であること。また、被雇用者への賃金の不払、遅延等がないこと等、労働基準法等の雇用に関する法律に違反していない者であること。

### 四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和六年三月八日（金）まで（山梨県の休日を定

める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

- 4 審査の免除 1から3までにかかわらず、現に有効な一般競争入札の参加資格を有している者は、この四において定める審査を受けることを要しない。
- 5 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和六年三月八日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。

郵便番号四〇〇一八〇七山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号山梨県立かえで支援学校事務室

- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和六年三月八日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、5-1に掲げる場所において交付し、又は電子メールにより交付する。電子メールによる交付を希望する者は、必ず電話連絡をした上で、電子メールにて6-9(三)に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書の交付を希望する旨、電話番号、ファックス番号及び担当者名を記載して送信すること。なお、入札説明書の交付は、当該電子メールへの返信により行うので、受信を希望するメールアドレスから送信すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和六年三月二十一日（木）午前十時三十分
- (二) 場所 山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号山梨県立かえで支援学校
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八〇七山梨県甲府市東光寺二丁目二十五番一号山梨県立かえで支援学校宛てに令和六年三月十九日（火）午後四時までに到着するように送付すること。
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難

いとき。

- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 規則第百八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第二百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 違約金の有無 有
- 5 最低制限価格の有無 無
- 6 前払金の有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 入札に関する条件 本入札における落札の効果は、令和六年四月一日に令和六年度予算発効時において効力を生ずるものとする。
- 9 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたときは、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県立かえで支援学校  
(電話〇五五―二二三―六三五五)  
(メールアドレスkaede-yg@pref.yamanashi.lg.jp)

※ Summary

- 1 Nature and amount of services required: School bus operation business Iset
- 2 Date and time for tender: 10:30 AM March 21, 2024
- 3 Bureau in charge: Yamanashi prefectural Kaede Support School, 2-25-1 Tokoji Kofu Yamanashi 400-0807 Japan TEL 055-223-6355